

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

令和6年11月5日

株主各位

東京都中央区八重洲二丁目2番1号
ピクシーダストテクノロジーズ株式会社
代表取締役 落合 陽一

当社は、令和6年11月20日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和6年12月23日に開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告いたします。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

以上